

# 院内掲示(施設基準について)

令和7年6月

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

## 《入院基本料に関する事項》

### ◇看護体制について（急性期一般病棟入院基本料4）

当院では、厚生労働大臣の定める看護を行っており、

◎西棟2階病棟は、

「急性期一般病棟入院基本料4（10対1）」を届出しております。

入院患者さん29人に対し9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・8時50分から16時50分まで、  
看護職員1人当たりの受けもち患者数は6名以内です。
- ・16時50分から翌朝8時50分まで、  
看護職員1人当たりの受けもち患者数は15名以内です。

## 《他基本診療料に関する事項》

- ・地域包括ケア入院医療管理料1
- ・緩和ケア病棟入院料1
- ・診療録管理体制加算2
- ・救急医療管理加算
- ・医師事務作業補助体制加算1（40対1）
- ・急性期看護補助体制加算25対1（補助者5割以上）
- ・夜間急性期看護補助体制加算50対1
- ・栄養サポートチーム加算
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算2

- ・看護補助者配置加算（地域包括ケア入院医療管理料1）
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算1
- ・療養環境加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染防止対策加算2
- ・無菌治療室管理加算2
- ・認知症ケア加算2
- ・入退院支援加算1
- ・データ提出加算2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・協力対象施設入所者入院加算

## 《特掲診療料に関する事項》

- ・在宅療養支援病院（3）
- ・在宅時医学総合管理料1
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ハ
- ・ニコチン依存症管理料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・喘息治療管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・遠隔画像診断
- ・CT撮影及びMRI撮影（CT）
- ・開放型病院共同指導料
- ・BRCA1／2遺伝子検査
- ・外来栄養食事指導
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキング
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・在宅訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）に掲げる手術

- ・地域包括診療料
- ・在宅がん医療総合診療料1
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料II（初期・早期加算）
- ・運動器リハビリテーション料I（初期・早期加算）
- ・呼吸器リハビリテーション料I（初期・早期加算）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・医療機器安全管理料1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・手術・処置の時間外加算1及び休日加算1及び深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・一般名処方加算
- ・麻酔管理料1
- ・輸血管理料II（輸血適性使用加算）
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・入院栄養食事指導料
- ・看護職員待遇改善評価料42
- ・外来・在宅ベースアップ評価料1
- ・入院ベースアップ評価料48